

富山県衛生研究所健康危機対処計画（感染症）（令和6年2月29日策定）の概要

I はじめに

・健康危機対処計画策定の経緯

- 1 計画の位置付け： 県感染症予防計画、県新型インフルエンザ等対策行動計画等の計画に定めのない、衛生研究所における感染症危機への対応方を規定
- 2 計画の見直し： 国内外の感染症発生動向、各種計画、訓練の結果等を踏まえ適宜見直し

II 平時における準備

準備事項	規定内容
1. 有事を想定した所内体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・有事における所長の役割、所長不在時の代替者、所の対策本部体制 ・本庁、厚生センター・保健所との有事の連絡窓口等連絡体制
2. 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁、厚生センター・保健所、国立試験研究機関、大学、民間検査機関との平時からの連携、調整事項
3. 人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から有事を想定した人員の確保・配置、有事の際の応援人員の確保 ・平時からの技術職員の計画的育成、定期的な実践型訓練を通じた人材育成、国立試験研究機関が開催する研修への参加
4. 検査実施体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・県感染症予防計画の検査能力に係る目標を達成する検査体制の確保 ・検査の手順書及び検査機器の整備、検査に必要な試薬・資材の備蓄、効率的な検体搬送方法の検討
5. 情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・求められる情報収集・提供機能（リアルタイムの感染状況、疫学情報の早期の提供等） ・有事を想定した平時のサーベイランス体制、異常な症例の探知 ・双方向のリスクコミュニケーションの仕組みの検討
6. 調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地方衛生研究所のネットワークを活用した調査研究、平時から求められる疫学研究

Ⅲ 発生段階に応じた対応

	国内外で新たな感染症が発生	流行初期(発生の公表から1ヶ月間)	流行初期以降	流行小康期	
本部機能	・本庁の本部会議等に参加し、所内有事体制を準備	・衛研の対策本部設置、有事体制へ切替え	・衛研の対策本部継続設置	・本庁・衛研の対策本部会議等でこれまでの対応を評価	
関係機関との連携	・関係機関との連絡体制の確認 ・関係機関と情報共有	・本庁の対策本部への参加、関係機関と連携・情報共有 ・国立感染症研と緊密な連携 ・厚生センター等における検査の準備状況に応じた技術指導	以下について関係機関と協議 ・衛研の能力を超える検査依頼があった時の対応 ・民間検査が立ち上がった後の衛研で実施する検査 等	・各機関のこれまでの対応の評価、関係機関との連携に係る課題共有	
感染症対応	検査	・所内検査体制の準備 ・検体受付～結果連絡までの手順確認	・検査人員等体制の確保 ・感染症研から試薬、検査情報入手し検査方法を確立 ・定められた手順で検査実施、結果報告	・一定規模の検査を継続 ・全ゲノム解析等遺伝子解析検査体制を強化 ・必要に応じて精度管理を実施	・感染状況に応じ有事体制を解除 ・ゲノムサーベイランスの検体確保
	情報提供	・国内外の流行状況等について県民、関係機関へ情報提供	・本庁と調整した方法で、最新の発生動向、疫学情報を提供 ・疫学調査支援を実施	・病原体の型別情報、疫学解析情報等の最新の情報の提供 ・ゲノムサーベイランス体制を強化	・随時情報を更新 ・疫学解析等これまでの取組みのまとめ
	調査研究	・情報把握に努め、調査研究内容を検討	・検査繁忙時は検査優先 ・必要な研究に着手	・研究成果を適宜公表し感染対策に役立てる	・これまでの調査のまとめ、研究成果の公表
BCP	BCPの再確認	BCPに沿った取組み開始	BCPに沿った取組みを継続	平時の体制に移行	

Ⅳ 感染防御策、業務継続計画の作成

Ⅴ 感染症危機発生後の対応(事後評価)